

平成18年6月12日

株 主 各 位

東京都足立区保木間二丁目29番15号
デリカフーズ株式会社
代表取締役社長 館 本 勲 武

第3回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のことと拝察申しあげます。

さて、当社第3回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご捺印のうえ、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---------|--|
| 1. 日 | 時 | 平成18年6月29日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都足立区保木間三丁目3番2号 フラールガーデン東京 3階 ラベンダーの間 |
| 3. 会議の目的事項 | 報 告 事 項 | 第3期（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）営業報告書報告の件 |
| | 決 議 事 項 | |
| | 第1号議案 | 第3期貸借対照表、損益計算書および利益処分案承認の件 |
| | 第2号議案 | 定款一部変更の件 議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（18頁から29頁まで）に記載のとおりであります。 |
| | 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| | 第4号議案 | 会計監査人選任の件 |

以 上

（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。

(添付書類)

営業報告書

〔自 平成17年4月1日〕
〔至 平成18年3月31日〕

営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油などの原材料価格の高騰による不安要素もあるものの、企業業績の改善が見られ、雇用情勢も回復傾向にあるなど、国内景気は緩やかな回復基調にあるものと思われまます。

青果物業界におきましては、年末における度重なる寒波などの気象異変により、野菜の供給量の減少と相場の高騰等の大打撃を受けるなど青果物の生産において少なからず影響を受け年間を通して見た場合厳しい状況で推移いたしました。

食品業界におきましては、BSE・鳥インフルエンザ問題の長期化・原産地表示やトレーサビリティ等により、食品の「安全・安心」に対する消費者の意識は高く、機能性食品、産地・生産者等を識別した差別化商品の売れ行きは好調であります。食品業界を取り巻く環境は、業界内における競合の激化など総じてメーカー間での厳しい価格競争が強いられております。

このような状況下にありまして当社は、平成17年12月6日に東京証券取引所市場第二部に株式の上場をさせていただきました。株式公開を通じて、当社の知名度および信頼度をあげたことを確信しております。

当社グループにおいては、受注拡大、客先ニーズに対応した製品の提供を実現すべく、営業力の一層の強化と販売活動の展開はもとより生産設備の更新・生産効率のアップに努め、利益拡大のためのコストダウンを継続し、経営体質の強化に努めてまいりました。

以上により、当連結会計年度の業績は、売上高19,462百万円（前連結会計年度比率0.81%増）、経常利益は593百万円（同13.87%増）、当期純利益363百万円（同16.21%増）となりました。

< カット野菜部門 >

外食の顧客数が増え売上を拡大することができました。この結果、売上高は5,372百万円(前連結会計年度比率1.44%増)となりました。

< ホール野菜部門 >

12月の大雪の影響で業界の売上が減少しましたが、営業努力により売上高は増加となり10,640百万円(同1.39%増)となりました。

< その他部門 >

日配品の売上は伸びましたが、東名阪以外の地域での委託販売が伸びず、売上高は3,449百万円(同1.87%減)となりました。

(2) 企業集団の設備投資の状況

当期中において実施いたしました設備投資の総額は118百万円で、その主な内容は、生産能力の向上および保守を目的とした設備投資(無形固定資産を含む)を継続的に実施いたしました。

なお、当社子会社である東京デリカフーズ(株)横浜工場統合に伴う工場閉鎖費用を22,927千円計上しております。

(3) 企業集団の資金調達の状況

株式上場之际、平成17年12月の公募増資(新株発行数3,700株)により1,094,039千円の資金調達を行いました。なお、1株当たりの発行価額は、246,500円、引受価額は299,840円であります。

(4) 企業集団が対処すべき課題

今後の見通しとしては、緩やかな景気回復傾向の兆しは見られるものの消費の回復が進まず、またデフレ経済下での商品単価下落傾向が続く中、食品業界を取り巻く環境は厳しさが続くものと予想されます。また、消費者の食品に対する「安全・安心」の要求に応えるため、トレーサビリティの確保や品質管理レベルを更に向上させ、消費者の信頼を得ていくことが求められております。

当社グループとしては、品質・技術の一層の向上による競争力の強化、グローバル市場に対応した営業活動の展開、グループ各社の連携強化により、グループ全体での販売拡大を図ってまいります。同時に一層の合理化の推進による生産効率の向上と財務体質の強化を進め更なる企業価値の向上を図る所存です。

更なる企業価値向上のために次のことを重点施策課題として取り組んでまいります。

ホール野菜およびカット野菜のわかりやすい生産地の適正表示やトレーサビリティの実施と、野菜の非破壊の中身評価（抗酸化力、解毒力、免疫力）の実現のために基礎データ蓄積と分析の実施

当社グループと販売先（お客様）と仕入先（生産者、荷受と仲卸）との三者一体のさらなる発展および展開と卸売市場法改正に対する取り組み

優良な外食産業との取引増大と中食産業へのさらなる販売力の強化

需要の多い首都圏、東海圏、近畿圏の販売力の強化

カット野菜のさらなる品質向上を目指し、ジャスト・イン・タイム生産方式を取り入れ、販売を拡大できる仕組みの構築

IT技術を活用し、青果物の在庫管理および発注システムの構築

食品リサイクル法への対応はもとより、循環型リサイクルやエネルギー化に対する研究

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移
 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

| | 平成16年3月期 | 平成17年3月期 | 平成18年3月期 (当連結会計年度) |
|---------------|------------|------------|-----------------------|
| 売上高(千円) | 18,959,644 | 19,305,996 | 19,462,363 |
| 営業利益(千円) | 379,595 | 558,498 | 653,802 |
| 経常利益(千円) | 335,264 | 520,765 | 593,031 |
| 当期純利益(千円) | 176,082 | 312,390 | 363,031 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 29,938.66 | 52,711.69 | 27,732.31 |
| 総資産(千円) | 6,371,482 | 6,334,285 | 7,343,646 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
 2. 平成18年3月期は、平成17年6月に1株につき2株の割合で株式分割を行いました。
 3. 平成18年3月期は、平成17年12月に一般公募増資による増資(株式発行数3,700株)を行いました。

当社の営業成績および財産の状況の推移

| | 第1期 平成16年3月期 | 第2期 平成17年3月期 | 第3期 平成18年3月期 (当期) |
|---------------|-----------------|-----------------|-------------------------|
| 営業収益(千円) | 63,633 | 179,442 | 318,360 |
| 営業利益(千円) | 29,890 | 8,276 | 91,066 |
| 経常利益(千円) | 31,366 | 28,388 | 104,065 |
| 当期純利益(千円) | 16,847 | 23,427 | 78,560 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 2,905.78 | 3,953.02 | 6,001.31 |
| 総資産(千円) | 1,248,387 | 1,307,281 | 2,503,657 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
 2. 平成18年3月期は、平成17年6月に1株につき2株の割合で株式分割を行いました。
 3. 平成18年3月期は、平成17年12月に一般公募増資による増資(株式発行数3,700株)を行いました。

会社の概況

1. 企業集団の主要な事業内容（平成18年3月31日現在）

当社は純粋持株会社であり、主に青果物の加工および販売の業務を営む子会社を統括・管理しております。

2. 株式の状況

(1) 株式数および株主数

会社が発行する株式の総数 普通株式 30,000株

発行済株式総数 普通株式 15,605.92株

(注) 発行済株式の総数は、平成17年6月30日付で1株につき2株の株式分割を行ったことにより5,952.96株増加し、平成17年12月6日付の東京証券取引所上場に伴う公募増資により3,700株増加しております。

株 主 数 1,850名

(2) 大株主（上位10名）

| 株 主 名 | 当該株主の当社への出資状況 | | 当社の当該株主への出資状況 | |
|----------------------|---------------|--------|---------------|------|
| | 持 株 数 | 議決権比率 | 持 株 数 | 出資比率 |
| 館 本 勲 武 | 6,748.48株 | 43.27% | 株 | % |
| 岡 本 高 宏 | 776.58 | 4.98 | | |
| デリカフーズグループ 従業員持株会 | 494.00 | 3.17 | | |
| 鬼 頭 利 光 | 463.72 | 2.97 | | |
| 岡 田 和 夫 | 413.12 | 2.65 | | |
| 野 村 五 郎 | 306.44 | 1.96 | | |
| 高 山 幸 久 | 270.78 | 1.73 | | |
| 館 本 篤 志 | 198.00 | 1.27 | | |
| 日本証券金融株式会社 | 180.00 | 1.15 | | |
| 小 笠 原 真 清 | 157.78 | 1.01 | | |

- (3) 自己株式の取得、処分等および保有
-) 取得株式
 - ・ 普通株式 0.32株
 - ・ 取得価額の総額 128,984円
 -) 処分株式

該当事項はありません。
 -) 失効手続をした自己株式

該当事項はありません。
 -) 決算期における保有株式
 - ・ 普通株式 1.64株

3. 新株予約権の状況

(1) 現に発行している新株予約権の状況

| | |
|------------------|------------|
| 発行決議の日 | 平成16年6月28日 |
| 新株予約権の数 | 278個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 556株 |
| 新株予約権の発行価額 | 無償 |

- (2) 当営業年度中に株主以外の者に特に有利な条件で発行した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 企業集団の従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|-----------|--------|
| 161(691)名 | 5(8)名増 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. パートおよび嘱託は()内に外数で記載してあります。

(2) 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 6名 | | 39.5歳 | 1.5年 |

- (注) 従業員数は就業人員数であります。

5. 企業結合の状況

(1) 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当 社 の 議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-----------------|----------|--------------------|---------------------|
| 東京デリカフーズ株式会社 | 96,000千円 | 100% | 青果物の加工および販売 |
| 名古屋デリカフーズ株式会社 | 60,000千円 | 100% | 青果物の加工および販売 |
| 大阪デリカフーズ株式会社 | 60,000千円 | 100% | 青果物の加工および販売 |
| デザイナーフーズ株式会社 | 20,000千円 | 100% | 食品メーカーおよび外食へのメニュー提案 |
| 株式会社メディカル青果物研究所 | 24,000千円 | 100% (100%) | 青果物の加工および販売 |

(注) 議決権比率の()は間接保有比率であります。

(2) 企業結合の経過

特記すべき事項はありません。

(3) 企業結合の結果

連結子会社は上記の重要な子会社5社です。当連結会計年度の業績につきましては、売上高は19,462百万円（前期比0.81%増）となりました。一方、利益面につきましては、経常利益は593百万円（同13.87%増）当期純利益は363百万円（同16.21%増）を計上することができました。

6. 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

7. 主要な営業所および工場

(1) 当 社

本 社

東京都足立区保木間二丁目29番15号

(2) 子会社

東京デリカフーズ株式会社

東京都足立区保木間一丁目23番2号

名古屋デリカフーズ株式会社

愛知県名古屋市中区東かの里町708番地

大阪デリカフーズ株式会社

大阪府茨木市宮島二丁目1番13号

株式会社メディカル青果物研究所

東京都足立区保木間二丁目29番15号

デザイナーフーズ株式会社

愛知県名古屋市中区大須一丁目29番66号

8. 取締役および監査役の状況

| 地位 | 氏名 | 担当または主な職業 |
|---------|---------|-------------------------|
| 代表取締役社長 | 館 本 勲 武 | |
| 常務取締役 | 鬼 頭 利 光 | 名古屋デリカフーズ株式会社 代表取締役社長 |
| 取締役 | 竹 内 啓 | 経営企画部 部長 |
| 取締役 | 岡 本 高 宏 | 東京デリカフーズ株式会社 代表取締役社長 |
| 取締役 | 杉 和 也 | 大阪デリカフーズ株式会社 代表取締役社長 |
| 取締役 | 小笠原 真 清 | デザイナーフーズ株式会社 代表取締役社長 |
| 取締役 | 岡 田 和 夫 | 株式会社メディカル青果物研究所 代表取締役社長 |
| 監査役 | 尾 谷 勝 美 | |
| 監査役 | 山 口 隆 | 公認会計士 |
| 監査役 | 田 中 清 隆 | 弁護士 |

(注) 1. 当期中の異動

平成17年6月29日開催の第2回定時株主総会において、岡田和夫は取締役に、田中清隆は監査役に選任され、同日をもって就任いたしました。

2. 期末日以降の異動

平成18年3月9日開催の取締役会において、取締役杉和也は常務取締役に選任され、平成18年4月1日をもって就任いたしました。

9. 取締役および監査役に支払った報酬等の額

| 区 分 | 取締役 | | 監査役 | | 計 | | 摘要 |
|----------------|----------|--------------|----------|--------------|----------|--------------|----|
| | 支給 人員 | 支給 額 | 支給 人員 | 支給 額 | 支給 人員 | 支給 額 | |
| 定款又は株主総会に基づく報酬 | 名 3 | 千円 56,891 | 名 3 | 千円 12,600 | 名 6 | 千円 69,491 | |
| 計 | 3 | 56,891 | 3 | 12,600 | 6 | 69,491 | |

(注) 1. 取締役および監査役の報酬は、平成17年6月29日に行われた定時株主総会により、取締役は、年額200,000千円以内、監査役は年額50,000千円以内とされています。

2. 期末現在の人員は、取締役7名、監査役3名であります。なお取締役4名は無報酬であります。

決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

(注) 本営業報告書中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

(ご参考)

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------------|-----------|-------------------------|-----------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| [流 動 資 産] | 4,540,142 | [流 動 負 債] | 2,851,707 |
| 現金及び預金 | 2,427,400 | 支払手形及び買掛金 | 1,207,163 |
| 売 掛 金 | 1,995,334 | 短 期 借 入 金 | 463,800 |
| た な 卸 資 産 | 65,753 | 1 年 内 返 済 予 定 | 435,484 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 51,255 | 長 期 借 入 金 | |
| そ の 他 | 29,086 | 未 払 金 | 431,974 |
| 貸 倒 引 当 金 | 28,688 | 未 払 法 人 税 等 | 165,595 |
| | | 未 払 費 用 | 62,921 |
| [固 定 資 産] | 2,803,504 | 賞 与 引 当 金 | 51,694 |
| (有形固定資産) | 2,376,024 | そ の 他 | 33,074 |
| 建 物 及 び 構 築 物 | 1,022,806 | [固 定 負 債] | 1,332,977 |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 142,281 | 社 債 | 30,000 |
| 土 地 | 1,174,665 | 長 期 借 入 金 | 1,223,129 |
| そ の 他 | 36,270 | 退 職 給 付 引 当 金 | 54,990 |
| (無形固定資産) | 37,338 | そ の 他 | 24,857 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 31,069 | 負 債 合 計 | 4,184,685 |
| そ の 他 | 6,268 | 資 本 の 部 | |
| (投資その他の資産) | 390,141 | [資 本 金] | 759,755 |
| 投 資 有 価 証 券 | 108,124 | [資 本 剰 余 金] | 1,591,242 |
| 保 険 積 立 金 | 70,385 | [利 益 剰 余 金] | 797,021 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 34,004 | [其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金] | 11,188 |
| そ の 他 | 215,076 | [自 己 株 式] | 246 |
| 貸 倒 引 当 金 | 37,449 | 資 本 合 計 | 3,158,961 |
| 資 産 合 計 | 7,343,646 | 負 債 及 び 資 本 合 計 | 7,343,646 |

(ご参考)

連結損益計算書

〔自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日〕

(単位：千円)

| | | 科 目 | 金 額 |
|---------|--------------|------------|------------|
| 経常損益の部 | 営業損益の部 | 営業収益 | 19,462,363 |
| | | 営業費用 | 14,744,641 |
| | | 販売費及び一般管理費 | 4,063,919 |
| | | 営業利益 | 653,802 |
| | 営業外損益の部 | 営業外収益 | |
| | | 受取利息 | 857 |
| | | 受取配当金 | 1,255 |
| | | 自動販売機収入 | 1,748 |
| | | 匿名組合投資利益 | 7,946 |
| | | 仕入割引 | 356 |
| その他 | | 4,802 | |
| 営業外費用 | | | |
| 支払利息 | 43,014 | | |
| 新株発行費償却 | 15,368 | | |
| 工場関連費用 | 15,107 | | |
| その他 | 4,248 | | |
| | 経常利益 | 593,031 | |
| 特別損益の部 | 特別利益 | | |
| | 保険解約返戻金 | 32,559 | |
| | 投資有価証券売却益 | 23,399 | |
| | その他 | 9 | |
| | 特別損失 | | |
| | 固定資産除却損 | 16,460 | |
| 工場閉鎖費用 | 22,927 | | |
| 減損 | 6,608 | | |
| | 税金等調整前当期純利益 | 603,003 | |
| | 法人税、住民税及び事業税 | 256,739 | |
| | 法人税等調整額 | 16,768 | |
| | 当期純利益 | 363,031 | |

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------------|-----------|------------------|-----------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| <u>流 動 資 産</u> | 1,260,050 | <u>流 動 負 債</u> | 60,565 |
| 現金及び預金 | 1,249,833 | 未払金 | 27,583 |
| 繰延税金資産 | 4,157 | 未払費用 | 5,364 |
| その他 | 6,059 | 未払法人税等 | 22,168 |
| | | 預り金 | 2,298 |
| <u>固 定 資 産</u> | 1,243,606 | 賞与引当金 | 3,150 |
| (有形固定資産) | 5,877 | <u>固 定 負 債</u> | 5,808 |
| 建物 | 866 | 退職給付引当金 | 5,808 |
| 工具器具備品 | 5,011 | | |
| | | 負債合計 | 66,373 |
| | | 資 本 の 部 | |
| (無形固定資産) | 2,703 | <u>資 本 金</u> | 759,755 |
| ソフトウェア | 2,544 | <u>資 本 剰 余 金</u> | 1,591,242 |
| 商標権 | 158 | 資本準備金 | 1,591,242 |
| (投資その他の資産) | 1,235,026 | <u>利 益 剰 余 金</u> | 86,531 |
| 子会社株式 | 1,234,025 | 当期末処分利益 | 86,531 |
| その他 | 1,001 | <u>自 己 株 式</u> | 246 |
| | | 資本合計 | 2,437,283 |
| 資産合計 | 2,503,657 | 負債及び資本合計 | 2,503,657 |

損 益 計 算 書

〔 自 平成17年 4月 1日
至 平成18年 3月31日 〕

(単位：千円)

| 科 目 | | 金 額 | | |
|--------------|----------------------------|------------------|---------|--------|
| 経常損益の部 | 営業損益の部 | 営業収益 売上高 | 318,360 | |
| | 営業費用 販売費及び一般管理費 | 227,293 | 227,293 | |
| | 営業利益 | | 91,066 | |
| | 営業外損益の部 | 営業外収益 受取配当金 | 43,471 | 43,474 |
| | その他 | 3 | | |
| | 営業外費用 新株発行費償却 上場関連費用 | 15,368 15,107 | 30,475 | |
| 経常利益 | | | 104,065 | |
| 特別損益の部 | 特別利益 保険解約返戻金 | 1,622 | 1,622 | |
| 税引前当期純利益 | | | 105,688 | |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 29,257 | |
| 法人税等調整額 | | | 2,128 | |
| 当期純利益 | | | 78,560 | |
| 前期繰越利益 | | | 7,971 | |
| 当期末処分利益 | | | 86,531 | |

〔重要な会計方針〕

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式 : 移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 : 定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年

工具器具備品 5年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

無形固定資産 : 定額法によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

新株発行費 : 支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金 : 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

退職給付引当金 : 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

5. 消費税等の処理方法は、税抜方式によっております。

6. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

〔貸借対照表注記〕

| | | |
|-------------------|--------|------------|
| 1. 子会社に対する金銭債権債務 | 短期金銭債権 | 5,757千円 |
| | 短期金銭債務 | 3,321千円 |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | | 2,692千円 |
| 3. 発行済株式の種類および数 | 普通株式 | 15,605.92株 |
| 4. 自己株式の種類および数 | 普通株式 | 1.64株 |

〔損益計算書注記〕

| | | |
|---------------|------------|-----------|
| 1. 子会社との取引 | 営業取引 | |
| | 売上高 | 318,360千円 |
| | 販売費及び一般管理費 | 28,500千円 |
| | 営業取引以外の取引高 | |
| | 受取配当金 | 43,470千円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | | 6,001円31銭 |

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

| | |
|--------------|------------|
| 損益計算書上の当期純利益 | 78,560千円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 78,560千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | 千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 13,090.57株 |

〔会計方針の変更〕

固定資産の減損に係る会計基準

当営業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

利益処分案

(単位：円)

| 科 目 | 金 額 |
|--|------------|
| 当 期 未 処 分 利 益 | 86,531,609 |
| これを次のとおり処分いたします。 | |
| 利 益 配 当 金 | 39,010,700 |
| 〔 1株につき 2,500円 〕 〔 普通配当 2,000円 〕 〔 記念配当 500円 〕 | |
| 次 期 繰 越 利 益 | 47,520,909 |

(注) 利益配当金は、自己株式1.64株を除いて計算しております。

監査役の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第3期営業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類及び附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 重要な会計方針の変更に記載のとおり、当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用しておりますが、この適用は会計基準の変更に伴う会計方針の変更であり、相当と認めます。
- (4) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 利益処分に関する議案は、法令及び定款に適合し、かつ、会社財産の状況その他事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (6) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項はありません。
- (7) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重要な事実は認められません。

平成18年5月24日

デリカフーズ株式会社

| | | |
|---------|-------|---|
| 監査役（常勤） | 尾谷 勝美 | ㊟ |
| 監査役 | 山口 隆 | ㊟ |
| 監査役 | 田中 清隆 | ㊟ |

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

15,594個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第3期貸借対照表、損益計算書および利益処分案承認の件

本議案の内容は、添付書類10頁から16頁までに記載のとおりです。

当社は、利益処分につきましては、安定した配当を継続して実施するとともに、グループ全体の経営体質の強化と将来の事業拡大に備えるために必要な内部留保を確保していくことを基本方針としております。

当期の利益配当金につきましては、1株につき2,000円の普通配当に、東京証券取引所市場第二部上場の記念配当500円を加算して、合計2,500円とさせていただきます。

当社取締役会は、本議案内容を適法かつ適切と判断して提出しております。また、監査役の見解につきましては、添付書類17頁の監査報告書に記載のとおりです。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

- (1) 公告の方法について、周知性の向上および経営の合理化を図るため、所要の変更を行うものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的に公告方法も定めるものであります。
- (2) 本総会終結の時をもって、会社法に基づき監査役会および会計監査人の設置義務が生じるため規定を新設するものであります。
- (3) 取締役会の機動的な運営をはかるため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。
- (4) 会社法の施行により、会計監査人および社外監査役との間で会計監査人および社外監査役の責任限度額を法令が規定する額に定める契約を締結できるようになっております。これに伴い、会計監査人および社外監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、各責任免除の規定を新設するものであります。
- (5) その他、定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設・変更のほか、会社法に対応した用語ならびに引用条文の変更など所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| 第1章 総 則 | 第1章 総 則 |
| (商 号) | (商 号) |
| 第1条 当社は、デリカフーズ株式会社と称し、英文ではDELICA FOODS CO., LTD. と表示する。 | 第1条 当社は、デリカフーズ株式会社と称し、英文では、 <u>DELICA</u> FOODS CO., LTD. と表示する。 |
| (目 的) | (目 的) |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 |
| 1. 下記業務を営む会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理 | 1. 下記業務を営む会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理 |
| (1) 食品、冷凍食品ならびに食品添加物の製造、加工ならびに販売 | (1) 食品、冷凍食品ならびに食品添加物の製造、加工ならびに販売 |
| (2) 各種菓子、各種清涼飲料製造、加工ならびに販売 | (2) 各種菓子、各種清涼飲料製造、加工ならびに販売 |
| (3) 酒類の販売 | (3) 酒類の販売 |
| (4) 各種調味料の販売 | (4) 各種調味料の販売 |
| (5) 米穀等小売業 | (5) 米穀等小売業 |
| (6) 生鮮食料品の加工、販売、輸出入 | (6) 生鮮食料品の加工、販売、輸出入 |
| (7) 肥料の製造、販売、輸出入 | (7) 肥料の製造、販売、輸出入 |
| (8) 前各号の原料、製品、副産物の輸出入 | (8) 前各号の原料、製品、副産物の輸出入 |
| (9) 前各号の物品の製造、加工、保存、輸送に関するコンサルティング | (9) 前各号の物品の製造、加工、保存、輸送に関するコンサルティング |
| (10) 農産物の鮮度保持技術の開発 | (10) 農産物の鮮度保持技術の開発 |
| (11) 農産物のバイオテクノロジーによる栽培の研究開発および生産物の販売 | (11) 農産物のバイオテクノロジーによる栽培の研究開発および生産物の販売 |
| (12) 有機質を利用した無農薬栽培食品の生産、加工、販売 | (12) 有機質を利用した無農薬栽培食品の生産、加工、販売 |
| (13) 食品調理に関するコンサルティング | (13) 食品調理に関するコンサルティング |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(14)コンピュータを利用した農産物の通信販売に関するコンサルティング</p> <p>(15)コンピュータのシステムおよびプログラムの開発、設計</p> <p>(16)青果物の分析、および研究開発</p> <p>(17)外食のメニューの企画、立案およびコンサルティング</p> <p>(18)その他食に関する企業の商品開発およびコンサルティング</p> <p>(19)健康食品の販売、研究およびコンサルティング</p> <p>(20)インターネットによる食品の販売および食品に関する情報提供</p> <p>(21)前項(16)から(20)に関する講演会の企画および運営</p> <p>2. 前項に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都足立区に置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してする。</p> <p>第2章 株式および端株</p> <p>(会社が発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、3万株とする。</p> | <p>(14)コンピュータを利用した農産物の通信販売に関するコンサルティング</p> <p>(15)コンピュータのシステムおよびプログラムの開発、設計</p> <p>(16)青果物の分析、および研究開発</p> <p>(17)外食のメニューの企画、立案およびコンサルティング</p> <p>(18)その他食に関する企業の商品開発およびコンサルティング</p> <p>(19)健康食品の販売、研究およびコンサルティング</p> <p>(20)インターネットによる食品の販売および食品に関する情報提供</p> <p>(21)前号(16)から(20)に関する講演会の企画および運営</p> <p>2. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都足立区に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>第2章 株式および端株</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、3万株とする。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得) <u>第6条</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人) <u>第7条</u> 当社は、株式および端株につき<u>名義書換代理人</u>を置く。 2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u> 3. <u>当社の株主名簿および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿・株券喪失登録簿への記載または記録、端株の買取り、その他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則) <u>第8条</u> 当社が発行する株券の種類ならびに<u>株式の名義書換、端株原簿・株券喪失登録簿への記載記録、端株の買取り、その他株式および端株に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> | <p>(株券の発行) <u>第7条</u> 当社の株式については、<u>株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) <u>第8条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人) <u>第9条</u> 当社は、株式および端株につき<u>株主名簿管理人</u>を置く。 2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3. <u>当社の株主名簿、端株原簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式および端株に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則) <u>第10条</u> 当社の株券の種類ならびに<u>株式の名義書換、端株原簿への記載または記録および端株の買取、その他株式および端株に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(基準日) <u>第9条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要がある場合は、<u>取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者および端株主とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) <u>第10条</u> 定時株主総会は、<u>毎営業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。</u></p> <p>2. <u>株主総会を招集するときは、会日の1週間前までにその通知を発する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(招集権者および議長) <u>第11条</u> 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</u></p> | <p>(基準日) <u>第11条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。</u>以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。</u>以下同じ。）をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使<u>することができる株主とする。</u></p> <p>2. 前項に定めるほか、必要があるときは、<u>取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) <u>第12条</u> <u>当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時招集する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(招集地) <u>第13条</u> <u>当社の株主総会は、東京都区内で開催する。</u></p> <p>(招集権者および議長) <u>第14条</u> 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>2. <u>株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>(議決権の代理行使) <u>第12条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(決議の方法) <u>第13条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. <u>商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議事録) <u>第14条</u> 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数) <u>第15条</u> 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> | <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(議決権の代理行使) <u>第15条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(決議の方法) <u>第16条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数) <u>第17条</u> 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(選任方法)</p> <p><u>第16条</u> 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任 期)</p> <p><u>第17条</u> 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員により、または補欠として選定された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする</u>。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第18条</u> <u>当社は、取締役会の決議により、代表取締役を定める。</u></p> <p><u>2. 代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。</u></p> <p><u>3. 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> | <p>(選任方法)</p> <p><u>第18条</u> 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任 期)</p> <p><u>第19条</u> 取締役の任期は、<u>選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第20条</u> <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p><u>2. 取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(取締役会の招集権者および議長) <u>第19条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> | <p>(取締役会の招集権者および議長) <u>第21条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> |
| <p>(取締役会の招集通知) <u>第20条</u> 取締役会の招集通知は、<u>各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>(取締役会の招集通知) <u>第22条</u> 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> |
| <p>(取締役会の決議の方法) <u>第21条</u> 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>(取締役会の決議方法) <u>第23条</u> 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p><u>第24条</u> 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第25条</u> 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>法令第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為により賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の限度額において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>(員数)</p> <p><u>第26条</u> 会社の監査役は、5名以内とする。</p> | <p>(削除)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第25条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第26条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第27条</u> 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(選任方法) <u>第27条</u> 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> | <p>(選任方法) <u>第28条</u> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> |
| <p>(任 期) <u>第28条</u> 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会</u>終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> | <p>(任 期) <u>第29条</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u>終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(<u>常勤の監査役</u>)</p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>第30条</u> 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する</u>。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(<u>監査役の招集通知</u>) <u>第31条</u> 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる</u>。 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる</u>。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(<u>監査役会の決議方法</u>) <u>第32条</u> 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う</u>。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(<u>監査役会規則</u>) <u>第33条</u> 監査役会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による</u>。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(報酬および退職慰労金) <u>第29条</u> 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> | <p>(報酬等) <u>第34条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> |
| <p>(監査役の責任免除) <u>第30条</u> 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> | <p>(監査役の責任免除) <u>第35条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>第6章 会計監査人 <u>(選任方法)</u> <u>第36条</u> 会計監査人は、株主総会によって選任する。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>(任期)</u> <u>第37条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>2. 会計監査人は、<u>前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(報酬等) <u>第38条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度) 第31条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金) 第32条 当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、<u>これを支払う。</u></p> <p>(中間配当) 第33条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下「中間配当」という。）を行うことができる。</u></p> <p>(利益配当金等の除斥期間) 第34条 利益配当金および中間配当金が、<u>支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> | <p>(会計監査人の責任免除) 第39条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当) 第41条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し<u>行う。</u></p> <p>(中間配当) 第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(剰余金の配当金等の除斥期間) 第43条 剰余金の配当および中間配当は、<u>支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> |

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

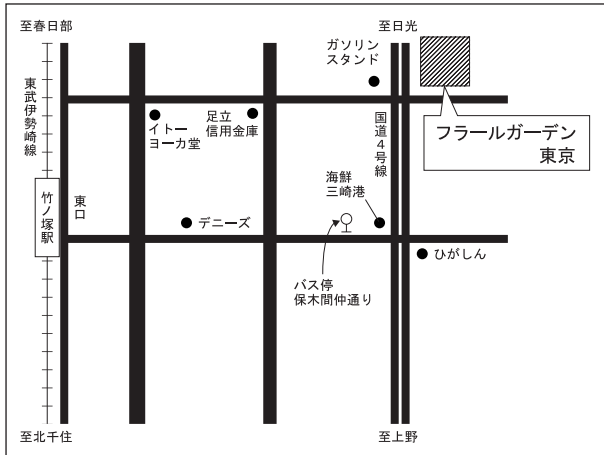
| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴および他の会社の代表状況 | 所有する 当社の 株式数 |
|-------|------------------------|---|--------------------|
| 1 | 館本 勲 武 (昭和16年5月12日) | 昭和39年4月 カーラ㈱入社 昭和42年10月 東海バスカルチャリート㈱入社 昭和54年10月 デリカフーズ㈱（現名古屋デリカフーズ㈱）代表取締役就任 昭和59年12月 東京デリカフーズ㈱代表取締役就任 昭和61年5月 大阪デリカフーズ㈱代表取締役就任 平成15年4月 当社代表取締役社長就任（現任） 平成16年6月 デザイナーフーズ㈱取締役（現任） 平成17年6月 東京デリカフーズ㈱取締役（現任） 平成17年6月 名古屋デリカフーズ㈱取締役（現任） 平成17年6月 大阪デリカフーズ㈱取締役（現任） 平成17年6月 ㈱メディカル青果物研究所取締役（現任） | 6,748.48株 |
| 2 | 鬼頭 利 光 (昭和24年6月5日) | 昭和48年4月 石塚硝子㈱入社 昭和51年5月 共益工業㈱入社 昭和52年9月 豊田乳業㈱入社 平成2年4月 デリカフーズ㈱（現名古屋デリカフーズ㈱）入社 平成11年10月 名古屋デリカフーズ㈱取締役就任 平成16年3月 当社常務取締役就任（現任） 平成16年6月 名古屋デリカフーズ㈱取締役社長就任 平成17年6月 同社代表取締役社長就任（現任） | 463.72株 |
| 3 | 杉 和 也 (昭和32年12月3日) | 昭和55年4月 伊藤ハム販売㈱入社 平成7年5月 大阪デリカフーズ㈱入社 平成15年11月 同社取締役就任 平成16年6月 当社取締役就任（現任） 平成16年6月 大阪デリカフーズ㈱取締役社長就任 平成17年6月 同社代表取締役社長就任（現任） | 90.00株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴および他の会社の代表状況 | 所有する 当社の 株式数 |
|-------|----------------------|---|--------------------|
| 4 | 岡本高宏 (昭和16年3月3日) | 昭和40年4月 (有)フォセコ・ジャパン・リミテッド入社 昭和53年8月 朝日金属精錬(株)入社 昭和59年12月 東京デリカフーズ(株)取締役就任 平成元年4月 同社専務取締役就任 平成15年4月 当社取締役就任(現任) 平成16年6月 東京デリカフーズ(株)取締役社長就任 平成17年6月 同社代表取締役社長就任(現任) | 776.58株 |
| 5 | 小笠原真清 (昭和31年1月7日) | 昭和53年4月 チタカ・インターナショナル・フーズ(株)入社 昭和61年10月 食のコーディネイターとして独立 平成11年11月 デザイナーフーズ(株)代表取締役社長就任(現任) 平成12年6月 (有)ニューラム代表取締役就任 平成16年6月 当社取締役就任(現任) | 157.78株 |
| 6 | 岡田和夫 (昭和22年2月4日) | 昭和46年4月 伊藤ハム(株)入社 昭和63年4月 デリカフーズ(株)(現名古屋デリカフーズ(株))入社 平成4年4月 同社取締役就任 平成5年10月 大阪デリカフーズ(株)転籍 平成16年3月 東京デリカフーズ(株)取締役就任(現任) 平成17年1月 (株)メディカル青果物研究所取締役社長就任 平成17年6月 当社取締役就任(現任) 平成17年6月 (株)メディカル青果物研究所代表取締役社長就任(現任) | 413.12株 |
| 7 | 澤田清春 (昭和38年4月22日) | 昭和63年4月 デリカフーズ(株)(現名古屋デリカフーズ(株))入社 平成元年10月 東京デリカフーズ(株)転籍 平成16年3月 デザイナーフーズ(株)取締役就任(現任) 平成16年4月 デリカフーズ(株)転籍 平成17年6月 (株)メディカル青果物研究所取締役就任(現任) | 86.66株 |

(注) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

株主総会会場のご案内図

会場：東京都足立区保木間三丁目3番2号
フラールガーデン東京 3階 ラベンダーの間
電話 03-3859-2211 (代)



東武伊勢崎線

竹ノ塚駅下車 東口 徒歩17分

竹ノ塚東口バスターミナル 花畑団地行き

保木間仲通り(3つ目)下車 徒歩5分